

報告

万国海法会二〇二二年総会報告

藤田友敬

一 はじめに

二〇二二年一〇月一九日午後二時一五分から、北京市（中国）のケンピンスキー・ホテルの Jade Ball Room において、万国海法会（CMI）二〇二二年総会が開催された。日本海法会からは、箱井崇史教授、後藤元准教授、及び筆者が参加した。最初にアジェンダの採択が行われた後、下記の順で議事が進められた。

二 物故者の追悼

まぎ物故者として、Paul Goemans 氏（ベルギー海法会）、Eric Japikse 氏（オランダ海法会）、Kenneth Volk 氏（アメリカ海法会）の追悼が行われた。

三 前回総会議事録の採択

次いで、二〇一一年九月二十七日、オスロ市（ノルウェー）で開催された前回総会の議事録が承認された。

四 財務

1 会計報告

会計責任者 Benoit Goemans 氏（ベルギー海法会）から二〇一一年度の会計報告がなされた。続いて、監査委員会を代表して、Elizabeth Burrell 氏（アメリカ海法会）から、①万国海法会の投資・支出の健全性と安定性が確認されたこと、②未納付の会費について特に注意すべきであること、③収支等は外部監査人によって監査されたことが報告された。二〇一一年度会計は異論なく承認された。

2 来年度予算

Benoit Goemans 氏（ベルギー海法会）から、来年度予算案の説明がなされた。下記の三つの選択肢と、その場合の見積もりが示された。

- ①仮にロッテルダム会議における会費水準を維持したとすれば、二〇一三年度の総損失は二二、〇〇〇ユーロとなる。
- ②仮にロッテルダム会議における会費水準を四〇％減じ、かつ一〇％の早期納付割引 (early bird discount) を導入したとすれば、二〇一三年度の総損失は八九、一九〇ユーロとなる。
- ③仮にロッテルダム会議における会費水準に一〇％の早期納付割引を導入したとすれば、二〇一三年度の総損失は二八、一〇一ユーロとなる。

執行評議会は③の採択を勧告しており、最終的にその通り承認された。なおエクアドル海法会が、ティチュラリ・メンバーの会費を再導入することを検討すべきであるとの意見を出したが、チュラリ・メンバーの会費は近時運営委員会 (steering committee) の提案によって打ち切られたばかりであるとの説明がなされた。

3 会費未納者の扱い

会費未納者の状況について Christopher Davis 氏（アメリカ海法会）から、会費未払いは四〇％減少したとの説明があった。トルコ海法会から、未払い会費は完済されたことの説明があった。

4 外部監査人の選任

二〇一三年度も引き続き、外部監査人として De Mol, Meuldermans and Partners BVBA を選任することが監査委員会によって提案され⁽¹⁾、承認された。

5 CMIチャリタブルトラスト

CMIチャリタブルトラストについて、Birch Reynardson 氏（イギリス）から報告があり、了承された。

五 会員関係

1 ティチュラリー・メンバー

Robert G. Glyne 氏（アメリカ海法会）、William A. Graftan 氏（アメリカ海法会）、Jose Vincent Guzman 氏（ロンドン海法会）、Philippe Delebeque 氏（フランス海法会）の四名がティチュラリー・メンバーとして推薦され、いずれも支持され承認された。

2 新規加入会員

インドネシア及びウクライナ海法会による加入申請について、これを承認すべきとの執行評議会の意見が示され⁽²⁾、承認された。インド、マレーシア及びポーランドの会員資格について議論された。また東アフリカにおいて地域海法会（Regional Association）⁽³⁾ 結成の試みがなされていることが報告された。最後に Giorgio Berlingieri 氏（イタリア海

法会）がエジプト海法会と、Jean Serge Rohart 氏（前CMI会長・フランス海法会）がアラブ首長国連邦海法会とコンタクトをとったことが報告された。

3 暫定会員

Norman Martinez 氏が、暫定会員として、ホンジュラス海法会の設立に尽力しており、執行評議会がその過程を見守っている旨が報告された。ケニアの Ogoja 氏は、裁判官に選任されたため、もはや万国海法会メンバーとなる団体の設立に尽力することはできなくなったとして、暫定会員の資格を失った。コンゴ民主共和国の Isaki Mbanvu 氏からは、非常に長期間報告がなかったため、やはり暫定会員の資格を失うこととされた。

4 諮問会員 (Consultative members)

ロンドン海事仲裁人協会 (London Maritime Arbitration Association: LMAA)⁽⁴⁾ のような会員制組織について、もっと広く諮問会員への道を開くべきではないかという点について、今後、執行評議会を検討することとされた。

六 進行中のプロジェクト

1 海戦

Andrew Taylor 氏（イギリス海法会）から報告がなされた。

2 船員の公正取り扱い

国際作業部会長 Olivia Murray 氏（イギリス海法会）に代わって、Giorgio Berlingieri 氏（イタリア海法会）が、同作業部会が世界的な動向について注視を続ける旨の報告を行った。

3 海難救助条約

北京会議全体会合において採択された決議——執行評議会は会議の報告書を I M O 法律委員会に送付し、業界団体（救助者、船舶所有者及び保険者）に会議で検討された環境救助・コンテナ船の海難事故の際の安全性等の諸問題についての解決を模索するよう働きかける——について報告がなされ、承認された。

4 船舶競売

Jonathan Lux 氏（イギリス海法会）から、国際作業部会の努力にもかかわらず、最終草案の採択には至らなかったこと、このため全体会合において、国際作業部会は北京草案（最終草案）を次回総会までに執行評議会に対して提出し、速やかに作業を完成させるための手段を講じるようにすべきであるとの決議がされたことが報告され、承認された。

5 国際条約の履行と解釈

北京会議における「万国海法会の将来」のセッションにおける議論を踏まえ、国際条約に関する判例を扱う新たな国際作業部会が組織されること、また国際海事機関（I M O）及び国際船主協会（I C S）と共同で国際条約の履行

に関する運営委員会を設ける旨が述べられた。

6 海上保険

Dieter Schwampe 氏（ドイツ海法会）が、海上保険に関する国際小委員会の質問状に対して一四の海法会から回答があったこと、回答においては、非常に意見が分かれていること、未回答の海法会からは回答して欲しい旨が述べられた。

7 国際倒産

Chris Davis 氏（アメリカ海法会）から、北京会議におけるパネルディスカッションを踏まえ、各国海法会からのより多くの回答が寄せられ次第、国際作業部会が作業を続ける旨が述べられた。

8 海事法における責任制限

Gregory Timagenis 氏（ギリシア海法会）から、これまで行ってきたガイドラインの解説の作成作業が終わったことが報告された。さらに海事法における責任手続ルールの調和・統一のためのソフトロー作成をめざすべきこと、各種責任制限条約の解釈や実法的な問題点についても国際作業部会で検討すべきか否かが議論されたが、執行評議会には消極的であった旨が報告され、Timagenis 氏は同作業部会を辞することとなった。万国海法会会長から、同氏と国際作業部会メンバーの長年の労に対し謝辞が述べられた。

9 北極・南極に関する法規制

Nigel Frawley 氏（カナダ海法会）が、北京会議において一〇月一八日に行われたセミナーに関する報告がなされた。また Henrik Ringbom 氏（フィンランド海法会）が国際作業部会に参加すること、Radovich 氏（アルゼンチン海法会）がアルゼンチンの専門家を探すことが述べられた。

10 ロッテルダム・ルールズ

藤田友敬氏（日本海法会）から、北京会議におけるロッテルダム・ルールズ・セッションに関する報告がなされた。あわせて、二〇一二年一〇月一日、国連において、条約一条六項（履行者の定義）、一九条一項(b)（海事履行者の責任）をめぐる技術的なミスの訂正手続が開始され、締約国から異議が出されなければ二〇一三年一月九日に訂正は効力を生じる旨の説明があった。

11 ヨーク・アントワープ規則

二〇〇四年ヨーク・アントワープ規則をより受容可能なものとするための作業を続け、次回国際会議に改正提案を提出するという北京国際会議全体会合の決議が紹介され承認された。

七 出版物

万国海法会会長から、国際条約をウェブサイト上にアップロードする作業及び「Handbook on International

Maritime Convention」の改訂版を「International Maritime Law Institute」の協力のもと出版する作業が進行中であることが報告された。

八 ウェブサイト

Stuart Hetherington 氏（オーストラリア・ニュージーランド海法会）から、ウェブサイトの刷新について、協力の要請がなされた。

九 次回総会・コロキアム・セミナー・国際会議

1 次回総会

二〇一三年九月一〇月に総会及びそれにあわせたシンポジウムをダブリン市で開催する旨のアイランド海法会の提案に対して執行評議会から謝辞が述べられ、Helen Noble 氏（アイランド海法会会長）から同海法会の五〇年を祝する機会を与えられた事への感謝が述べられた。

2 次回国際会議

アメリカ海法会から二〇一六年にニューヨークにおいて国際会議を開催したい旨の提案があり、承認された。Robert Parrish 氏（アメリカ海法会会長）から感謝の印として、万国海法会会長に対して、前回ニューヨークで開催

された第二七回国際会議（一九六五年）の際のイヤープックと晩餐会の写真を贈呈がなされると同時に、Vincent Foley氏が、アメリカ海法会を代表し国際会議の運営責任者となることが報告された。

3 コロキアム・セミナー等

ドイツ海法会から、二〇一四年にハンブルクにおけるセミナーとベルリンでの追加的会合、ハンブルクにおける若年会員のための会議を開催したい旨の提案があった。またトルコ海法会からイスタンブールにおけるセミナー開催の提案があった。両提案は、二〇一三年四月の執行評議会において検討されることとされた。

一〇 シンガポール・オフィス

万国海法会会長から、二〇一一年九月二二日の総会（オスロ）で承認されたシンガポール・オフィスの設置に向けた努力が続けられている旨、執行評議会がその手続を見守る旨が報告された。

一一 二〇〇四年ヨーク・アントワープ規則：利率

Richard Shaw氏（イギリス海法会）から二〇〇四年ヨーク・アントワープ規則に適用される利率を、二〇一三年度は二・七五%とする旨が提案され、承認された。

一一 役員を選任

1 新役員を選任

指名委員会委員長のBent Nielsen氏（デンマーク海法会）から、会長としてStuart Hetherington氏（現副会長）、副会長として、Giorgio Berlingieri氏（現執行評議員）を新たに任命し、Johanne Gauthier氏を副会長として再任、Andrew Taylor氏、LouisManefo氏を執行評議員として再任する、藤田友敬氏を新たな執行評議員として指名する旨の委員会報告がなされ、その通り総会における承認された。

2 名誉会員の選出

執行評議会の提案により、Richard Shaw氏を名誉会員（Member honoursausa）に選出する旨が総会において承認された。

一三 その他

新会長に選出されたHetherington氏から、名誉会員に選出されたShaw氏、副会長に選出されたBerlingieri氏、執行評議員に選出された藤田氏に祝辞が述べられた後、大略以下のような内容のスピーチが行われた。

まずシンガポール・オフィスの設置（三年間の試行）は、インド海法会やアジア地域の諸国（マレーシア、カンボジ

ア、タイ、ベトナム、ラオス)における海法会の設立を助ける重要なものであること、さらに同種の地域オフィス、会員海法会の少ない他の地域(たとえばアフリカ)においても設けることも考えられることが述べられた。

次いで、ウェブサイトにおける若年会員に関するセクションの拡充すること、国際条約についての各国の重要判例を含むデータベースの構築することの重要性が強調された。

さらにオフショア活動に関する国際作業部会及びヨーク・アントワープ規則に関する国際作業部会を設置する旨、国際海事機関、国際船主協会と共同で国際条約の履行に関する共同常設委員会を設置する旨が述べられた。

最後に、前会長 Karl-Johan Gombrii 氏に対して会長としての尽力に対し謝辞が述べられ、また Gombrii 氏と事務局長 Nigel Frawley 氏に対して、国際会議の開催その他すべての努力について感謝の意が表された。

- (1) 監査委員会による提案は、四一で触れた報告と同時になされた。
- (2) ウクライナについては、キエフとオデッサの弁護士グループの対立があったが、それが解消され、万国海法会憲章の要件を満たすに至ったとされた。
- (3) 複数の国にまたがり一つの海法会を組織するもの。
- (4) 現在は諮問会員ではない。

書評

Michael F. Sturley, Tomotaka Fujita and Gertjan van der Ziel,
*THE ROTTERDAM RULES: The UN Convention of Contracts
 for the International Carriage of Goods Wholly or Partly by Sea*

笹岡愛美

二〇〇八年二月一日、国際海上物品運送契約における運送人と荷主の利益を調整するための新たなルールとして、「全部または一部が海上運送による国際物品運送契約に関する国連条約」⁽¹⁾、いわゆる「ロッテルダム・ルールズ (Rotterdam Rules)」が成立した。現在(二〇一三年一月)までに二四カ国の調印があり、さらにスペインとトーゴの二カ国において批准されている⁽²⁾。

すでに条約の成立から四年以上、万国海法会(CMI)での草案の作成作業から起算すると一五年近くの年月が経過した。この間、ロッテルダム・ルールズ(またはその草案)に関して、多くの解説書や論文集が出版されている⁽³⁾。本書もその一つではあるが、いくつかの点において他の類書にはない特色を有している。